

事業所・施設等 管理者 様

福山市 保健福祉局 長寿社会応援部
介護保険課 事業者指定・指導担当課長

新型コロナウイルス感染症に係る福山市における介護サービス事業所の
人員基準等の臨時的な取扱いについて（その7）

平素より本市保健福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関わって、様々な御尽力をいただいていることに合わせて感謝申し上げます。

さて、「新型コロナウイルス感染症に係る福山市における介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（その7）」を送付しますので、適切に御対応いただきますようお願いいたします。なお、これは現段階の本市の考え方であり、今後の状況に応じて変更があり得ることを御承知おきください。

○「その6」の適用時期について

2020年（令和2年）6月24日に本市より発出した「新型コロナウイルス感染症に係る福山市における介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（その6）」について、6月サービス提供分以降は、（その6）1～4で示したとおりに請求してください。

5月以前のサービス提供分については、（その6）1～4と異なる誤った請求をしてしまっていた場合であっても、本市から遡って報酬返還（過誤申立）を求めることはしないこととします。

事業所の判断で過誤申立を行うことは可能です。次に示すとおり、国通知の発出月・日に遡って適用することが可能です。

区 分	遡って適用可能な期間
1 介護予防通所リハビリテーションの日割りについて	2月28日以降の提供分 (国第3報 2/28発出)
2 通所系サービスが行う代替サービス等における加算の算定について	2月24日以降の提供分 (国第2報 2/24発出)
3 予定されていたサービス利用がなくなった場合の居宅介護支援費に係る加算について	5月提供分 (国第11報 5/25発出)
4 短期入所生活介護における長期利用者に対する減算について	2月17日以降の提供分 (国第1報 2/17発出)

※過誤申立の様式や手順等についてはこちらを御確認下さい。

福山市 介護保険課HPトップ>事業者の方はこちら>届出等様式集 1 各種届出に係る書類
> 1 過誤申立書

福山市 介護保険課	事業者指導担当	084-928-1232
	事業者指定担当	084-928-1259